

教育と裁判との一焦点(二)

——旭ヶ丘事件第一審判決の批判を中心として——

加藤 正 男

一 ま え が き

日本の教育は、いま、重大な危機に直面している。西部劇やチャンバラ映畫で、子供の心は虫ばまれている。父兄負擔も限界にきており、學校を休む生徒が續出している。夢多かるべき大學生活も苦しく、血を賣る學生さえ少くない。教師も雜務におわれて、多くの結核患者を出している。それに少年自衛隊や人身賣買の問題もある。まさに、教育の危機の時代だ。

最近における教育の危機の一例としては、京大事件(昭三〇・六・三一)があげられるであろう。瀧川總長に暴行が加えられたと宣傳されるこの事件は、容疑學生と同學會副委員長とが逮捕されるにいたつて、新しい段階に入つている。しかし、「なぐる、けるの暴行をうけた」というのは、今のところ、瀧川氏一人だけであつて、「週刊讀賣」(六・二六)によれば、學生部長田中周友氏でさえ、「そのキズを見ていない」と語つている。そして、そのキズについても、少くとも二二時間以上経過してから、急に思いついたように、しかも病院などではなく、知人筋に當る個人の醫者から、診斷書をうけています。その上、この診斷書の回送をうけた京都川端署長は、「證據物件になるから、見せるわけにはいかない」という。このような事實のセンサクはとにかくとして、學生ゼミナールや歌と踊りの會など決して有害ではなさそうな催しを頭ごなしに禁止したり、學生との話し合いを拒否したり、警察隊出動を要求したり、あげくの果は學生の自治組織を解散させ、學生を處分しようとするにいたつた學校當局は、何と辯

解しようとも、教育者としては、輕卒きわまるものであり、そこには、學生に對する愛情の一かけらをも見出すことができない。教育の危機の一表現というのは、過言であろうか。

最近におけるいわば「教育の焦點」の一例をあげてみよう。昭和二八年一〇月二五日付の朝日新聞によれば、日米MSAに關する池田元國務相とホワイト・ハウスの要人ロバートソンとの會談の「日本側議事録草案」は、日本の完全な再軍備を實現するうえに、四つの制約があることを指摘した。つまり、法律的制約(平和憲法)、經濟的制約、社會的制約および教育上の制約(平和教育)が、これである。そして、同草案は、「日本政府は、教育および弘報によつて、日本に愛國心と自衛のための自發的精神が成長するような空氣を助長することに、第一の責任をもつものである」とのべている。二九年三月三日午後、當時の大達文相は、衆議院文部委員會の要求により、審議資料として、二四件にのぼる赤い「偏向教育の事例」を提出した。この中には、山口縣の小學生日記問題や京都市旭ヶ丘中學の平和教育事例が、含まれている。同年六月三日、時の自由黨政府は、教育破防法と呼ばれる「教育公務員特例法の一部改正法」と「教育の政治的中立確保法」とを、暴力的に成立させた。これら一連の事實に密接な關聯があることは、いうまでもない。旭ヶ丘中學事件は、だから、現代日本の教育における一つの焦點といふことができるであろう。

京都市旭ヶ丘中學問題は、昭和二八年一月頃からくすぶっていたのだが、これが表面にあらわれたのは、二九年三月の定期的教員異動の一環と稱して、旭ヶ丘のいわゆる「平和教育」の中心人物と目されていた北小路昂教頭・寺島洋之助・山本正行二教諭に對して、他の中學に轉任せよという勸告が、京都市教育委員會(市教委)からなされ、三教員がこれを拒否し續けたことから、はじまつている。まず、旭ヶ丘事件を一覽表にしてみよう。

昭和二八年一月二三日 旭ヶ丘の一部「父兄」(「一五人組」)、高山市長に「赤い教育」の教員追放を陳情。

一二月五日 一五人組、校長に抗議。

一二月二二日 一五人組、市教委に旭ヶ丘全教員の分散を陳情。

一二月二三日 赤化防止團、「赤色教員追放」のビラ。

昭和二九年 三月三日 大達文相、偏向教育の事例を發表。

三月一〇日 衆院文教委員、市教委で旭ヶ丘の事情をきく。

三月一日 山本氏に轉任勸告。

三月二日 北小路・寺島氏に轉任勸告。

三月二四日 三教員に轉任内示。

三月二六日 反對署名、一日で八〇四五票。

四月一日 轉任發令、三教員轉任拒否。

五月五日 市教委、三教員の懲戒免職を決定。三教員授業續行。

五月八日 五校長、教職員に休業の通知。

五月一日 市教委、「二つの學校」をはじめめる。

五月二三日 旭ヶ丘に關する文部次官通達、兩社會黨聲明。

五月二四日 三教員、京都地裁え提訴。

五月二二日 完全休校に入り、統一授業のための交渉に入る。

六月一日 協定成立、開校式。生徒大會「先生かえせ」決議。

昭和三〇年 一月一三日 旭ヶ丘事件京都地裁判決。

三月一日 市教委、大阪高裁え控訴。

五月二五日 控訴審開く。

はじめに、旭ヶ丘中學校の環境を紹介しておこう。同校は、京都市街の西北端にある。その校下の戸數は約七〇〇

○、職業は西陣労働者が約 $\frac{1}{3}$ 、中小工農業者約 $\frac{1}{3}$ 、サラリーマン・自由業者が約 $\frac{1}{3}$ という分布になっている。全校生徒の約二割が、生活保護法の適用を受けている家庭の子である。校下一帯に、西陣織の不況で、さびれている。旭ヶ丘では、昭和二二年の開校以來、「お金のかからない明るい學校に」という標語のもとに、特に生徒の自主性が重んじられてきた。たとえば、圖書館・運動會・文化祭も、生徒で運営されている。自主性のある生徒を教育するために、まず教師自身が自主性をもとうとして、職場の民主化は、生徒・父兄との結びつきが強まるに従い進んできた。その一例としては、「小使い」と呼ばずに、「何々さん」と姓を呼び、市教委のおえら方にも、特別待遇をしていない。最初、父兄會は、町内の有力者がなつており、いわば寄附あつめのための團體であつた。しかし、役員の推薦制は、昭和二八年四月の役員選舉で、立候補制にかえられている。旭ヶ丘とは、およそ、このような中學校である。次に、問題の三教員のリンククを紹介してみよう。旭ヶ丘の一生徒は、「北小路先生」という作文を書いている。その中には、

『まるで私達のお父さんのようです。……わかりやすい、とてもよい先生です。……少したよりないような感じがする先生なのに、こんどの問題に對して、この先生は、皆がつかれているのに、先生だけはつかれた顔もせず、教育委員の家に行つたり東京へ行つたり、いつもいそがしい毎日を送つておられます。私達はこのような先生を見るたびに元氣づけられるのです』(後掲・學園評論)とのべられている。また、「寺島先生」という作文の中で、一中學生は、

『英語の教科書だけでは、英語の力がつかないだろうと、「英文法と作文」という九〇頁もあるテキストを先生が自分で原稿をかき、謄寫版で印刷されたものです。それくらい僕たちの教育に熱心な先生です。……また三年になつて修學旅行が近づいてきました。僕のクラスでも旅行に行けない人が十人ほどありました。先生がその人たちに足りない分を貯金から出されたので、私達のクラスの人々は皆たのしく旅行できました。私達のクラスの者は、その借りを返すために、先生には内緒で賣店を開こうと決定しました。そして賣店で得た利益を先生にお返ししました。』(同右)

と書いて^(註)いる。また、山本氏については、次のようにいわれている。

『山本氏は一番若い、私のうけた印象では、頭がよく、イデオロギー的には一番シツカリしているようだ。旭ヶ丘中に在職五年で理科擔當、「遺傳と環境の問題」に強い興味をもっているという。』(週刊朝日・昭二九・五・二三)

そして、當の山本氏は次のようにのべている。

『私たちは疑問を持つ、考える、話しあう、そして正しいと思つたことは勇氣をだして實行する——この中にこそ眞實を愛する心が生れる。』(後掲・學評)

この三教員を支持する勢力が、旭ヶ丘の生徒・父兄・教員組合をはじめとして、平和教育を守ろうとする、日本内外の勢力であることは、いうまでもない。三教員側の反對勢力、つまり市教側を支持する勢力について、次に一言しよう。まず、京都市の教育を牛耳つた福原市教委々員長が、もと女郎屋のオヤジで、いまパチンコ屋を經營する自由黨員であることは、あまりにも有名である。もと追放の小學校長、反共を賣りものの京都大學「教授」なども含む「一五人組」も、旭ヶ丘の「父兄」と稱して、登場する。このような小ボスをはじめとして、もと追放の内相で「偏向教育の事例」を宣傳した、當時の大達文相や、三教員の處分取り消し請求に異議を申し立て、これを却下させようとした當時の吉田首相から、アジア人同志を戦わせるために、植民地的軍國教育を日本自由黨政府に約束させたロバートソン、アイクといつた方々にいたるまで、ありとあらゆるファッショ勢力が、市教委を支持する側である。

(註) 旭ヶ丘の「父兄」と稱する一部ボスは、旭ヶ丘の教育を「偏向教育」だと宣傳し、事實をまげていいふらした。その一例が、昭和二九年五月二〇日の父兄會決議の中に紹介されている。それによると、一部「父兄」ボスは、「寺島は、共産黨から金を借り、それを生徒たちにあたえて、にぎろうとしているのだ」といいふらした。ところが、その「眞相」は、本文中に引用した生徒の作文にあらわれている、修學旅行をめぐる一美談なのである。どうして、事實を歪曲せねばならなかつたのであろうか。

旭ヶ丘問題の當初から、三教員側は、生徒・父兄・教員組合などの支持をえて、圓滿な話しあいでも正しく解決しようとする努力を續けている。しかし、市教委側は、當時の自由黨政府やアメリカ権力を背景に、頑としてこれに應ぜ

ず、三教員の轉任處分、つづいて懲戒免職處分をあえてし、暴力のかぎりをつくした。そこで、昭和二九年五月一日、三教員側は、京都地方裁判所に、兩處分取消し請求を出し、法廷鬭争をせざるをえなくなつた。教員側が原告になつたという例は珍しい。それはともかくとして、この間、七回の口頭辯論を重ね、三教員・市教委側とも、多くの證人をあげて、それぞれの主張點をあきらかにした。これに對して、昭和三〇年三月五日、京都地裁は、次のような判決を下している(第二民事部法廷判決、昭和二九年(行)四號、一部認容・一部棄却、判例時報・四六號・昭三〇・四・一)。

【判示事項】 (一)教育長の専決によつてなされた公立學校教員の轉補處分の効力。

(二)教育委員會の教員懲戒處分の議決が非公開の會議で爲された場合における右處分の効力。

【判決本文】 被告「市教委」が昭和二九年五月五日付で、原告等「三教員」に對してした懲戒免職處分を取消す。原告等のその餘の請求を棄却する。

訴訟費用は、これを二分し、その一を原告等の負擔とし、その一を被告の負擔とする。

【判決理由】 「懲戒免職處分を取消す」という點については、三教員の處分を決定した昭和二九年五月五日の市教委は、三教員の主張どおり、新聞記者ら以外には傍聽させなかつたのであるから、終始非公開であつて、違法である。公開だつたという市教委の所論を採用することはできない。また、市教委は、懲戒處分の取り消しが公共の福祉に適合しないものと主張するが、これを認めることはできない。

次に、「原告等のその餘の請求を棄却する」という點については、三教員は、教育を政治權力で壓迫した異例人事である、と主張するが、多くの證言を綜合して考えると、それだけでは證據不十分である。三教員の主張には理由がない。

この判決では、三教員の懲戒免職處分の取り消しは認められたが、(註)轉任處分取り消しのほうは棄却になつたわけである。しかも、市教委側は、なお争いをやめようとはせず、判決後、大阪高等裁判所に控訴したから、今後どういふ結果になるか、その見通しはついていない。ここでは、教育の問題だけではなく、現代日本における「裁判の一焦點」

も同時に見られるのである。ごく最近だけでも、チャタレー裁判、松川裁判、三鷹裁判、八海事件裁判、吹田事件黙とう問題等々の有名な裁判問題が続出してゐる。旭ヶ丘中學事件第一審判決は、これらほどには人目を引かなかつたとしても、その重要度においては、それらに勝るとも劣るものとは決して思われぬ。松川裁判についての作家・廣津和郎氏の正しくも精密な批判などに對しては、われわれは、いくら敬意をはらつても、はらいすぎることはない。それは、われわれに對して、「法律學者はいつたい何をしているのか」との反省を求めているように思えてならない。今こそ、われわれは、何が正義であるかをあきらかにするために、法律家的良心を燃やすべきときである。わたくしは、そうした仕事の一つとして、及ばずながら、右の旭ヶ丘判決の批判を中心として、「教育と裁判との一焦點」につき考えてみたいと思う。このことは、わたくしのように京都に住む法律學者にとつては、一つの大きな義務のように思われるのである。

先日（昭三〇・五・二六）、田中最高裁長官は、全國高裁長官・地裁所長・家裁所長會議で、「裁判官は、一般社會からくるどんな壓迫にも屈してはならない。最近、一部でおこなわれている裁判批判はイカンである。世間の雜音に耳をかすな」という主旨をお説教した。（田中長官の憲法意識については、毛利與一・法律時報二七卷六號の興味ある論文を見よ。）この田中氏の訓示は、一面、たしかに「もつとも」である。たとえば、吹田黙とう事件に關する國會訴追委員會の干渉などに對しては、佐々木裁判長のように、斷乎として裁判の獨立を守らなければならない。しかし、このような問題に對しては、多くの裁判官は（田中氏を含めて）いつたい何をしたであろうか。それとともに、最近では、松川判決や八海事件裁判（正木ひろし『裁判官』にあらわれたケース）をはじめとして、被告の人權をまつたく無視した裁判が數多く横行していることも、「イカン」ながら事實である。人間を裁く裁判官も、また人間だとしたら、どんな誤判がなされるかは、神ならぬ身の誰も否定することはできないであろう。誤判で死刑にでもされたら、死んでも死にきれまい。かえつて、裁判に強い關心をはらい、判決にまじめな批判を加えることは、法律家いな人間に課せられた義務の一つといわねばならない。トクヴィルは、スイスと米英とのデモクラシーをくらべて、スイスでは裁判に關心をもたない、これは米英と比較してスイスのデモクラシーの最大の缺點だということをのべ、ダイシーは、このコトバを、イギリ

憲法のために、誇りをもつて引用している。裁判官は、「朕は裁判である」とか「黙れ」とかいつたふうなファツシヨ的な意識をもつ前に、まず自分の良心と法律と憲法だけにしたが、とやかく「雑音」を出さずにすむような、りつばな裁判をおこなうべきである。そうでなければ、われわれはもう黙まらないであろう。沈黙は共犯であるから。

(註) 三教員の一人である山本氏が語るところによれば、判決後、教員側は、少からざる人々から、「先生、無罪になつて、おめでとう」といわれるそうである。一般市民の意識における、刑事裁判と民事裁判との混同については、ここではふれまい。ただ、そのような「祝詞」をのべる人たちが善意であるだけに、これでは、市教委側と三教員側とのどちらが悪いことをしたのか、市教委側の宣傳も大したものだ、といわざるをえない。

〔文獻〕 ここで、旭ヶ丘中學校事件に關する主な參考文獻をあげておこう。法律に關するものは、今のところ、ほとんど見あたらない。

〔著書〕 寺島洋之助『入道雲』

小川太郎『新しい道德教室』

〔論文〕 生島國雄「平和教育のともしびは消えず」、教師の友、二九年六月號。

鈴木洋藏「旭丘中學校をたずねて」、同右。

「平和の灯はもえる」學園評論、二九年六月號。

「旭丘中學生の手記」新女性、二九年七月號。

岡本清一「旭丘の赤い教育」中央公論、二九年七月號。

山形友郎「所謂『旭丘事件』」歴史學研究、二九年七月號。

鹽尻公明「教育者の立場から」婦人公論、二九年七月號。

田中澄江「母の聲、生徒の聲」同右。

矢内原伊作「問題の本質を見失うな」同右。

大槻一夫「苦悶する教育」教師の友、二九年八月號。

山田鐵男「平和教育への試鍊」同右。

山本正行「旭丘の平和の灯」理論、二九年八月號。

矢内原伊作「旭丘中學の教訓」世界、二九年八月號。

小川太郎「教育における民主主義とファシズム」思想、二九年九月號。

北小路昂「旭丘はこれからです」平和、二九年九月號。

北小路昂ほか「旭丘中學校のあゆみ」教師の友、二九年九月號。

大槻一夫「旭丘の教訓に學ぶ」同右。

山内年彦「旭丘中學問題資料」日本史研究、二九年一〇月號。

西村幸雄「旭丘中學事件と勞働法上の問題點」勞働法五號。

鈴木洋藏「旭丘の教育に學ぶ」教師の友、二九年一二月號。

寺島洋之助「これからの教育」大學評論、二九年一二月號。

北小路昂「旭丘中學」平和、三〇年四月號。

南博「マス・コミュニケーションの論理と表現」思想、三〇年四月號。

〔追記〕 この文章を書くにあたっては、多くの人々からの援助をうけている。特に、三教員側の坪野辯護士は、貴重な公判記録と京都市人事委員會關係の書類とを貸してくださいました。また、京教組の方々、中でも三教員の一人である寺島氏からは、京教組關係の記録をお借りすることができた。さらに、そうした資料の筆記そのほかについては、わたくしのゼミナールに屬している一部の諸君が、協力してくれた。深く感謝するほかはない。

二 三教員の懲戒免職處分をめぐって

1 委員會は公開だったか

昭和二九年五月五日、「子供の日」という名の休日、京都市教委は、旭ヶ丘中學の三教員の懲戒免職處分を暴力的に決定してしまつた。しかも、市教委側では、當日の委員會が公開であつたと強辯するのだが、三教員側では、非公開だつたと主張する。そこで、判決は、第一に、この點を問題にし、けつきよく三教員側の主張を認めている。まず、この問題から考えてみよう。

教育委員會法三七條一項は、委員會の公開の原則を明記しており、また規則八條は、傍聽席に入ることができない者として、(1)危険なものを所持する者、(2)異様な服装をし、容儀を亂し、または酩酊している者、(3)そのほか委員會が不適當と認めた者の三つを擧げている。だから、市教委の會議が公開されたというためには、右の規則に掲げられた事項に當る者のほかは、誰でも自由に會議を傍聽することができるような客觀的な状態にしておいて、會議を進めることが絶対に必要でなければならぬ。この公開は、それによつて會議の公正を保つために認められた制度であることを注目すべきである。現に、この旭ヶ丘事件に關しても、市教委々員・市川白弦氏(花園大學教授)が裁判所で證言したところによれば、同氏の委員就任(昭二七・一〇)以來、委員會で傍聽が禁止されたことは一度もない、と云ふ。

ところで、旭ヶ丘判決は、次のような事實を確定している。——福原市教委々員長は、五月四日の夕方、翌五日に委員會室で協議會を開くことを決定。室長に對して、「旭ヶ丘の父兄らが多數、協議會におしかけてくるかもしれないから、旭ヶ丘關係者(その範圍は示さないで)は市役所内に入れないようにせよ」と命令した。そこで、室長は、守衛に一般人の市役所内え出入りを看守させ、また傍聽要求者や陳情要求者を市役所内に入れないようにするため、市の秘書課長と守衛長とに對して、委員長と同じような命令をした。また、市の秘書課員Yも、守衛長に對し、「明日は休日(子供の日)ではあるが、守衛全員、午前七時半までに出勤して警備せよ、旭ヶ丘關係者はもちろん入れては

ならないが、たとい一般市民でも、疑義のある者は、市教委事務局なり自分なりに申し出て指示を受けよ、門は河原町通門のうちの小門だけを開けよ、と命令した。周知のとおり、京都市役所の門は、たとい休日や日曜でも正門・寺町通りの出入口・河原町通りの出入口・消防新館からの出入口および河原町通用門だけは、開放されている。しかし、守衛長は、その日には、協議會はもちろん、その後で開かれた委員會の終るまで、河原町通用門の中の小門だけを開放させ、病氣缺勤者を除いて、守衛六人をこの通用小門に配置し、他の三人を連絡係と消防新館からの出入口に配置して、それぞれ警備に當らせた。そこで、守衛たちとしては、新聞記者・市役所・市教委の職員たちは、自由に入らせるが旭ヶ丘の教員・生徒・卒業生・父兄・京教組の人たち（以下「旭ヶ丘の教員ら」と略稱）は、絶対に入れないことにし、旭ヶ丘の教員らでないとされる者やその他の一般市民からは、氏名を聞くとか、身分證明書を出させるとか、用件を聞くとかしたうえで、市教委事務局・市役所各部課に連絡し、その指示にしたがって處置することにして、警備に當つていた。

五月五日午前九時頃から、傍聴希望者がぼつぼつやつてきた。しかし、その一部の人たちは、三教員の轉任問題で市役所に來たことがあり、守衛と顔見知りであつたので、旭ヶ丘の教員らと判断された。また、そのほかの人々については、それらの人たちが旭ヶ丘の教員らと挨拶を交したり、同じところにいたりしたという理由で、守衛たちは、一様に、身分などを聞かずに、旭ヶ丘の教員らと判断してしまつた。このようにして、傍聴希望者は、協議會どころか委員會の終るまで、誰一人として市役所内に入ることさえできなかつた。午後一〇時頃から、委員會室で協議會が開催。新聞記者たちが「傍聴させてくれ」と申出でたのは、この時である。福原・神先・北村の三委員がこれに賛成。市川・吉川兩委員は、「新聞記者を傍聴させるくらいなら、旭ヶ丘の父兄や京教組の人たちにも傍聴させなければ片手落ちである」ことを發言した。^(註)しかし、けつきよく、「新聞記者は、委員の個々の發言に關する取材をしない」という條件で、傍聴を許すことに決定、「旭ヶ丘の父兄や京教組の人たちは（その範圍は問題にしないで）協議に壓力を

加え、これを混亂させるから」というので、傍聴させないことに決定。新聞記者約一〇人を入れて協議會を續けた。

(註) 裁判所での市川白弦氏の證言によれば――

(1) 三教員の轉任問題に關しては、昭和二九年三月以來、旭ヶ丘の父兄・教職員・教員組合などから、市教委との話し合いの機會を與えてほしい、という要求が度々あつたのだが、市教委側は、頑としてこれに應ぜず、五月五日まで延び延びになつていた。そこで、市川氏は、「新聞記者を傍聴させるくらいなら、三教員と直接關係のある旭ヶ丘の父兄らも入れるべきだ」とのべたものである、という。

(2) 協議會は非公開でやるというのに、また祕書の退席も求めないというぐあいなのに、旭ヶ丘關係の人たちの傍聴だけは拒否するなど、『わりきれぬものばかりだつたのです』という。

その日午後二時三〇分頃、協議會が終了。福原委員長は、午後三時から、委員會室で、臨時委員會を開くことを決定。そこで、室長は、市教委事務局の職員Sに、臨時委員會招集の告示をさせた。また、後で告示のことが問題になるかもしれないと思つて、事務局職員Mには、貼り付けた告示を寫眞にとらせている。この告示を、傍聴希望者たちにはわからないように、その用紙をハトロン紙の封筒に折りたたんで入れ、通用小門からコッソリ出て、河原町通りの東側の歩道を迂回し、市役所前の掲示場に掲示したにすぎない。傍聴人の處置については、室長が、福原委員長の席へ行き、小聲で、「旭ヶ丘の傍聴はどうしますか」と耳打ちしたところ、福原委員長は、「もちろん公開だが、旭ヶ丘關係だけは前のとおりだ」といつた。しかし、守衛らに對しては、何の通知もせず、前記の命令をそのままにしている。^(註)そして豫定どおり委員會を開催。三教員の懲戒免職處分の議決をしたのである。

(註) T守衛長は、次のような證言をしている。『教育委員會の協議は、當日の夕方五時頃に濟んだとのことで、その時刻後、係員Yから、「守衛は警備をといっておつてよろしい」と達しられてきましたので、警備をといっておつたのであります。その時、Yから、初めて、「委員會があつたのだ」と聞かされておつたようなわけです。こういうわけですから、警備はしたものの、守衛たちは、最後まで、非公開の協議會であるとのみ思つていたことに間違いないと思います。當日の午後二時か三時頃に、被告教育委員會、またはYから、別の新しい指示を守衛に與えられたことはありません』と。この證言は、「上司の命令」

に忍従せざるをえない立場の人（「非公開の協議會だから、入廳を斷つた次第ではなく、上司の命令によつて入廳を斷つたわけでありませう」と證言）による證言であることに、注意してほしい。

——以上が、判決で確定された事實である。この旭ヶ丘裁判では、市川白弦氏が證人の一人として大活躍を演じ、情理をつくした多くの貴重な證言をしている。そこで、次に、この市川證言を一・二紹介してみよう。それによると、(1)休日に緊急委員會を（市役所内で）開催した例はないという。(2)また、

「秘書室長が、福原委員長に對して、委員會にきりかえられるのなら、手續をせねばならぬから、十分間ほど待つてくれとの旨を申し、……私は、秘書室長が手續を要するのは、委員會を開く旨の公示をすることと、市廳舎の正門その他を開くことを指すものと考えますが、秘書室長から手續を了した具體的な報告も受けませんでしたし、同室長がどの程度の手續きをしたのだつたか、その時間中、會議の席をたたく、部屋から出ても見ませんでしたので、一さいわかりません。……」

また、市川證言によれば、福原委員長が協議會から委員會にきりかえようといつた際にも、委員會が開かれてからも、傍聽に關する話は出なかつた。さらに、福原委員長と室長との間で、委員會を開くについても手續きなどに関し打ち合せをしたこともなく、傍聽させるかどうかという相談もなかつた、という。

そうだとするならば、五月五日には、新聞記者、市役所・市教委の職員以外は、誰も、委員會室はいうまでもなく、市役所内にも自由に出入することができなかつたということになる。これでは、この日の委員會は、初めから終りまで、非公開であり、公開の原則に違反したものであるといふほかはない。

しかも、市川證言にしたがうと、協議會では、教員の懲戒解職處分問題の話は出なかつた。福原委員長から、協議會を委員會にきりかえるというときになつて、突然、「懲戒處分についての緊急委員會を聞きたい」ときり出された。そして、教育長が、事務局案を讀み上げようとした時、委員の一人から、「行政處分をするか」とたずねたら、福原委員長は、「そうだ」と答えた。そこで、市川・吉川兩委員は、「懲戒處分を強行するというのなら、同席する

のに忍びない」といつて、退席してしまつた。そして、そのまま、三教員の懲戒處分が、議決されたのであるから、市教委が無視したのは、單に委員會公開の原則だけではない。一部の委員のために、他の委員の自由がまつたく無視されたのである。

市教委側は、その日の委員會があくまで公開であつたと強辯している。そこで、次に、その市教委側の主張について、考えてみよう。市教委側は、まず、次のように主張している。

『旭ヶ丘關係者以外の者は、河原町通用門を自由に出入しえたのである。又現實に出入していたのであつて、旭ヶ丘關係者以外の者で出入を拒否されたり、傍聽を拒否されたりした者は、一人もいなかった。』

しかし、判決の確定した事實によれば、新聞記者その他のきわめて少數の者のほかには、誰も門を出入をすることができなかつたというのである。いわゆる「旭ヶ丘關係者」だけが、拒否されたというのではない。しかも、もつと大事なことは、問題の三教員と一ばん關係が深いはずの「旭ヶ丘關係者」の傍聽を、なぜ禁止したのか、という點である。市教委側は、また、

『福原委員長が、委員會にはからずに、旭ヶ丘關係者を傍聽させないと決定したのは、……協議會において旭ヶ丘關係者を傍聽させないことに決定されていたため、委員會にはかつて同一結論になると判断したためである。』

と主張している。しかし、これは、委員長の獨斷・專決をゴマかすものにほかならない。第一、「協議會の決定」というのは、協議會を傍聽させないという決定にすぎない。協議會の決定が、そのまま委員會の決定としても有効だということになるわけはない。その上、委員長の傍聽禁止處分は、あきらかに、「委員會が不適當と認めた者」「は傍聽できない」という規定(規則八條三號、なお法三七條一項但書を見よ)に違反している。そして、前記「旭ヶ丘關係者」の問題は、ここでもやはり残るのである。市教委側は、次に、

『右……規定「規則八條三號」は、會議の妨害が現實に生じた時にのみ適用されるものではなく、「その」蓋然性が高度であれば

豫め適用することができるところ、旭ヶ丘関係者は……蓋然性が高度であつたのであるから、豫め適用したことが違法となるはずはない。もし假に旭ヶ丘関係者を市役所に入れていたならば、多数の者が協議會および委員會の傍聽を強要し、協議會が先ず混亂に陥り、委員會はとうてい開催しえなかつたであろうことは疑いをいれないところである。』

と主張している。このように、勝手に「高度な蓋然性」を Netz 造したり、「……あろうことは疑いをいれない」ものと斷定したりする市教委とは、何と、神様のように透徹した豫見力をもつていふつもりなのであろうか。なるほど、協議會を傍聽させなかつたことは、あるいは市教委の自由といえるかもしれない。しかし、一たん委員會を開くことになつた以上は、誰でも傍聽できるようにすべきである。もし多数の人々が來るといふのであれば、適當數の傍聽券を發行して、それ以外の人々の入室をことわれば、よいのである（規則三條・五條を見よ）。そこまでも智慧が廻りかねた、というのであろうか。それに、「旭ヶ丘関係者」は、一たい會議の「妨害」をしたことがあつただらうか。否である。その一つの例として、昭和二九年四月一四日の協議會の模様につき、裁判所での市川證言を引用してみよう。

『この時の協議會には、旭ヶ丘中學校の生徒等がやつて來て、協議の妨害をした等はありませんでした。しかも、協議會前頃、それらの人たちが、銅駝校の廊下にまでやつてきたことは、事實です。旭ヶ丘の生徒等は廊下には入つて來たが、協議中も協議が終つてからも、これという騒ぎは致しませず、混亂には出ませんでした。委員等が市役所に戻る途中において、生徒等は、福原教育委員長を捕え、「會つてくれ」と頼み、福原委員長は、それに對して「明日の朝一〇時に會おう」と約束して別れたことのあつたことは事實です。』

右はホンの一例にすぎない。「旭ヶ丘関係者」の會議、たとえば職員會議が、その議長を輪番制にし、教員・校長などの區別なく、發言者よりも發言内容を重んじたり、校務の分擔を強制ではなく、全員の討議できめたりするかわりに、會議の運営を「妨害」したり、「混亂」させたりするところが、そのやりかたがどんなに協力的であり、秩序正しいものであつたか、ということについては、無數のデータを示すまでもなく、よく知られているところである。また

旭ヶ丘の生徒による會議の運営が整然としたものであることについても、前掲・『入道雲』(寺島氏擔當クラスの新聞を集めた書物)中の會議記録を一讀するだけで、充分に理解することができる。京都市教委の一部委員の頭のうちには、いわゆる「旭ヶ丘関係者」というものは、「暴力」をふるう「赤い不逞の輩」だ、とはじめからきめてかかつていたものと思われぬ。しかし、ほんとの「暴力」を行使したのは、わたくしが隨所で指摘しているとおり、むしろ市教委側だったのである。ここでも、その一例を二九年五月一三日の旭ヶ丘父兄會の聲明書から引用してみよう。

『漸くもたれるにいたつた保護者總會で、「誤りがあれば、あらためます。私たちのどの點が偏向なのか、指摘してください」といつて、堂々と所信をのべられた三人の先生たちにたいして、「一部「父兄」ボスは」いつたい、どのような意見をのべられたでしょう。まつたく恥しいような暴言をはき、悪罵を投げかけて議場を混亂にみちびき、しかも及ばずとみるや指導者の合圖のもとに退場戦術をもちいるなど、およそ民主的な話合のルールすらふみにじつてきたことは、出席の方々の目撃されたところでしょう。』

市教委側は、次に、

『報道機關である新聞記者が十名位……傍聴していたのであるから、公開の原則に違反しているということができない。』

と主張している。しかし、公開というのは、新聞記者というような特定の人々しか傍聴できないことをいうのではない。誰でも自由に傍聴しうることをいうのである。市教委は、『報道機關である新聞記者が……傍聴していたのであるから』、『その背後の幾萬の市民國民の存在を思う時』、『公開になる』と強辯する。しかし、『新聞記者……は取材をしないことという條件で傍聴を許すことに決定』したという事實は、市教委自身も認めているのである。かりに新聞報道を問題とするにしても、商業「新聞」のわれわれ市民に對する報道が、反動勢力の味方として、どんなに一方的に偏つたものであるかということは、旭ヶ丘事件をとおしても、充分に理解することができる。前掲・南論文は、旭ヶ丘問題に關する新聞報道が、いかに論理と表現を歪めるテクニックを用いたかについて、整理している。これを、少し補足しながら引用しておこう。

(1) 見出し。「見出し讀者」が、見出しだけをながめて記事の内容をよく讀まない、という讀みの習慣を利用する。

(a) 一方「市教委側」の主張と事實のすり替え。(例、「旭ヶ丘の赤い教育」)

(b) 内容と反する表現の使用。(例、旭ヶ丘教員たちが市教委の「指導要綱」に添うよう……研究する」と申合せた事實を、「指導に従う」と報道)

(c) センセーショナルな表現による内容の牽制。(旭ヶ丘の生徒が「インターでマリつき」)

(d) 先入觀念に訴える表現や單語の使用。(例、「赤」「日共、秘密指令」「治安當局の發表」「旭ヶ丘行動隊」)

(2) 記事内容。一方に不利な事實の報道を抑え、有利にするような記事を作り上げる。

(a) 一方の側に有利な事實や主張の抹殺、あるいは不十分な報道。(例、市教委側に不利な事實について)

(b) 一部と全體の置きかえ。(例、「父兄有志」のかわりに「父兄」と專稱)

(c) 時間的順序、因果關係の顛倒。(例、「話合いがつかなくたのでピラを配布」。事實は、旭ヶ丘側と市教委側との話合いの眞最中に、一部「父兄」が、旭ヶ丘の教育が赤というデマ・ピラをまいている。)

(d) 連想による疑心をかきたてる。(例、昭二八・四・二九旭ヶ丘の火事につき「メーデー後始末の失火(?)」と報道、また一部「父兄」、「組合工作隊の目をさけ」集つた、と報道)

(e) 責任の回避。(例、「ある父兄の説明によれば」「治安當局の發表にしたがえば」)

市教委側は、次に、

『違法な點「非公開」があるとしても、それは規則第八條三號違反という輕微な瑕疵……』

にすぎないものと主張している。ここにいたつては、まさに尻をまくつたという感じである。委員會公開の原則違反は、「輕微」どころか、「重大」な瑕疵といわなければならない。教師は法を忠實に守れと、ことあるごとにお説教をしてきた市教委自身が、公開の原則というような、きわめて簡單に實行できること、また重大なことをふみにじり、しかもテンとして恥じる色もない。ぬすびと猛々しいとはこのことである。次に、市教委側は、

『委員會開會後一、二分で秘密會に入つたのであるから、これによつて瑕疵「非公開」は治癒されている』

と主張している。しかし、たとひ、秘密會に入つたとしても、それまで非公開であつた委員會が、突然變異を起して公開となるはずはない。しかも、公開の原則違反は、重大な瑕疵である。市教委側の主張するようなことによつて癒される、といつたふうな軽い瑕疵では、決してない。さらに、市教委側は、非公開だつたとしても、

『委員會の決議には何等影響がないのであるから、本件懲戒處分を取消す程のものとはいえない』

と主張している。しかし、第一、公開の原則違反ということ自體、くりかえしていうように、重大なことである。また、もし公開だつたならば、決議に影響がなかつたとは誰も斷定できまい。あるいは、決議とその影響とは、無關係であるといえるかもしれない。それに、もつとたいせつなことは、この公開の原則に違反してまで、なぜ五月五日の「子供の日」に、わざわざ休日を選んでまでも、三教員を懲戒免職處分にしたのか、ということである。

2 懲戒免職の取消しと「公共の福祉」

市教委側は、旭ヶ丘裁判で、

『本件懲戒處分を取消すことは、公共の福祉を阻害することが明らかであるといふべきである』

と主張している。わたくしは、これに反對する判決の立場をだいたい支持したく思う。なぜなら、「公共の福祉」というような大ざっぱな議論で、教員の人權をじゆうりんすることは許されないものと考えるからである。次に、この點に關する市教委側の二・三の主張について、考えてみよう。まず、市教委側は、

『本件懲戒處分が取消されるとすれば、結果において、本件懲戒處分後の全國否世界の耳目をそばだたしめた、日本教職員組合の指導下に行われた不法な學校管理闘争の目的を達せしめることとなる』

と主張している。しかし、判決は、三教員の懲戒免職處分の取消しによつて、「學校管理闘争の目的を達成せしめる

こと」を何も意圖したものではない。判決は、むしろ、

『そのような結果が発生したとしても、それは別個に考慮すべき問題……』

として、逃げていくくらいである。市教委側は「不法な學校管理闘争」というが、いわゆる「管理授業」は、市教委側が、三教員側との交渉を頑強に拒否したり、「休校宣言」を強行したりして、生徒の教育を忘れ、教育基本法の内容を無視した「不法な」やりかたに對する、三教員側の教育者の良心のやむをえない發露にほかならない。むしろ、「不法な」「補修授業」を強引に開始して、旭ヶ丘を「二つの學校」に分裂させるといふような、教育史上最初の汚點を残し、「全國否世界の耳目をそばだたしめた」のは、市教委側自身ではなかつただろうか。また、市教委側は、「日教組の指導下の闘争」を云々している。これは、市教委側が、はつきり日教組側を敵として見ていることをみずからバクロしたものとわづらざるをえない。それとともに、日教組は、教員と教育とを守るために、そのいわゆる「全組織をあげて」闘つたかどうか、反省しなければならぬ。なお、社會黨兩派は、二九年五月一四日、どう血迷つたのか、異常な難局に直面していた三教員側を「非合法」呼ばわりして、市教委側に點數をかせがせてしまった。後日（昭二九・六・三）、社會黨は、國會亂闘事件で、議場占據の「合法性」を主張したが、それなら、なぜ旭ヶ丘は非合法なのか。日本社會黨よ、今後は、そのようなお説教の暇があるくらいなら、せいぜい兩派統一の努力でもし給え。次に、市教委側は、

『「本件懲戒處分」取消判決の京都市教育界に及ばず影響を考えると、眞にりつ然たるものがあるのであつて、被告が……忍び難きを忍び斡旋案を受諾して、漸く平穩に歸せしめた京都市教育界を再び混亂に陥入れることは必至である』

と主張している。しかし、「りつ然たるものがある」とか、「混亂に陥入れる」とかいう點については、何一つ證據が擧げられていない。かえつて、教育委員會が違法人事を強行することこそ、教育界に悪影響をおよぼし、教育界を混亂に陥れるのではないであらうか。それに、市教委側のいわゆる『平穩』が「ナンセンス」と同義語でないならば、

またそのいふところの『混亂』が「批判的精神」の結果といふこととシノニムでないならば、まことにさいわいなのである。なお、「忍び難きを忍び幹旋案を受諾して」事態の早急な「平穩」解決への努力をはらつた、といふのは、かえつて、市教委により違法な處分をうけた三教員側といわなければならぬ。二九年五月一〇日、京都府教委では、市教委側と京教組側とに對し、第三者の幹旋により事態を早く解決するように申し入れた。これに對して、京教組側は、翌一日、幹旋受諾を解答した。ところが、市教委からは、一四日になつてようやく受諾の返答を提出したのである。何という不誠意さわまる市教委であらうか。さらに、市教委側は、三教員の懲戒免職處分を取消すことによつて、

『被告の人事権は一朝にして根底からくつがえざるをえないこととなる』

と主張している。しかし、そのようなことになるとは、とうていいえない。また、たといそうした結果になるとしても、それは、違法な懲戒免職處分をした市教委自身が、當然に負うべき責任ではないだらうか。

要するに、わたくしは、「三教員の懲戒免職處分をきめた日の市教委は、非公開であつたのだから、違法である」といふ點については、判決理由にだいたい賛成である。それと同時に、わたくしは、この三教員の懲戒免職處分が、違法な轉任處分を前提とするものだから、違法であるという點は、もつとたいせつなことだと考えている。これは、單に技術的な問題にとどまらず、本質的な問題に關聯する。次に、この點について考えてみよう。(未完)

〔附記〕(1) 先だつて(五・二二)の京都市會役員改選で、市教委の構成も變つた。つまり、福原・神先兩委員がやめて、佐々木氏が委員になつたので、従來、保守的だつた京都市教委も革新優位に轉回している(革新三、保守一、缺員一)。しかし、それは、この文章とは直接には關係がない。

(2) 先日(六・二二)、最高裁は、三鷹事件の上告を棄却し、竹内被告の死刑を確定してしまつた。國民大多數の待望した口頭辯論を抜きにし、辯護士團の忌避を無視し、判事申七の反對をおしきり、怪しげな賛成八をもつて。刑法解釋論上重大な疑義を残して。竹内氏の強制自白を唯一の證據として。「裁判の焦點」が増えるばかりだ。最高裁は、物々しい装甲車をくりだしてまで、眞實を求める國民の要求をじゆうりんすることができるのであるか。